

2023年度町田市教育委員会

第9回定例会会議録

- 1、開催日 2023年12月20日
- 2、開催場所 第二、三、四、五会議室
- 3、出席者
- | | |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 坂 本 修 一 |
| 委 員 | 後 藤 良 秀 |
| 委 員 | 森 山 賢 一 |
| 委 員 | 井 上 由 奈 |
| 委 員 | 関 根 美 咲 |
- 4、署名者
- 教育長
委 員
- 5、出席事務局職員
- | | |
|-----------------|---------|
| 学校教育部長 | 石 坂 泰 弘 |
| 生涯学習部長 | 佐 藤 浩 子 |
| 教育総務課長 | 高 田 正 人 |
| 新たな学校づくり推進課長 | 小 宮 寛 幸 |
| 新たな学校づくり推進課担当課長 | 佐 藤 健 |
| 施設課長 | 平 川 浩 二 |
| 施設課担当課長 | 来住野 彰 |
| 保健給食課長 | 押 切 健 二 |
| 指導室長 | 大 山 聡 |
| (兼) 指導課長 | |
| 指導課担当課長 | 渡 辺 幹 博 |
| (兼) 教職員係長 | |
| 教育センター所長 | 横 山 隆 章 |
| 教育センター統括指導主事 | 鈴 木 和 宏 |
| 生涯学習総務課長 | 江波戸 恵 子 |
| 生涯学習総務課担当課長 | 貴 志 高 陽 |
| 図書館長 | 中 嶋 真 |

図書館副館長		竹川裕之
図書館担当課長		本郷剛
書記		馬目拓実
書記		阿部榛果
書記		齊藤華子
書記		板垣有美子
速記士		帯刀道代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、請願及び結果

請願第6号 PFI方式による学校建設について、保護者や地域住民に丁寧な説明を求め
る請願 不採択

7、傍聴者数 11名

8、議事の概要

午前9時58分

○教育総務課長 会議が始まる前でございますが、傍聴人の皆様にご案内とお願いがございます。静ひつな環境を確保し、円滑な会議運営を行うために、傍聴者の皆様は、教育長、係員の指示に従っていただきますようご協力をお願いいたします。また、町田市教育委員会傍聴人規則第5条に基づき、会議中の撮影、録音は禁止といたします。定例会が開会いたしましたら、私語等につきましてもご遠慮ください。会議の円滑な運営にご協力くださいますようお願いをいたします。

○教育長 開会に先立ちまして、先ほど事務局からご案内がありましたように、傍聴者の皆様には、円滑な会議ができますように、ぜひともご協力をお願いいたします。また、町田市教育委員会傍聴人規則第5条に基づきまして、会議中の撮影、録音等は禁止となっておりますので、これにつきましてもご理解いただきたいと思います。

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は後藤委員です。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。本日は請願が1件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第6号を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは最初に、請願第6号「PFI方式による学校建設について、保護者や地域住民に丁寧な説明を求める請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時02分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 本日はよろしくお願いいたします。町田市民の澤野三枝子と申します。

本日の請願、PFI方式による学校建設について、保護者や地域住民に丁寧な説明をしてください。

町田市は、本町田地区、成瀬地区の学校建設をPFI方式で行うと発表しています。しかし、PFI方式とはどんな形態なのか、詳しい説明が不足しています。2024年1月には、この事業に参入する事業者の公募が行われ、同9月には、選定結果に基づいて契約が行われると予定ばかりが先行しています。

昨年は本町田地区でも新しい学校づくり説明会が2度行われ、地域住民として私も参加しました。行ってみましたら、2度の説明会とも新しい学校づくりの進捗状況説明会としての位置づけで、全時間の半分は市や教育委員会からの説明に費やされてしまいます。学校の廃校、統合そのものに不安や疑問を感じて集まった人がたくさんいましたのに、意見を発言する時間は限られ、「統廃合を強行しないでください」との発言や「子どもたちはこんなに今のままの学校に通いたがっています」と示したシール投票結果を掲げても、質疑を深める時間もなく、話し合いはできず、ただ説明をした、説明会をしたという既成事実だけが残る、そんな説明会でした。

会場参加者から、PFI方式について、民間活力導入といったら、昔、日本各地の自治体で失敗し、撤退が続いた第三セクター方式と同じではないかとの疑問が出され、そんな危険な方法で学校を建設するのかと不安に思うささやき声が周囲に起こりましたが、その疑問にも、明確で丁寧な説明はいただけませんでした。

調べてみると、現在は町田市のさまざまな場面でPFI方式を導入した事業が行われていることがわかりました。しかし、学校という子どもたちの大切な学びの場がPFI方式で建設されるということには今でも不安を感じます。民間企業、つまり、営利が至上命令の企業が、学校を設計し、建設し、維持管理する。教育活動の部分は今までどおり守られるけれど、放課後の時間は、校庭も教室も体育館も、PFI企業の運営時間になります。

今まで校庭や体育館は地域の住民のコミュニティの場でした。野球やバレーボールなど、順番取りが大変なほど込み合い、互いに調整して利用していました。スポーツ教室の高い月謝は払えない子ども、放課後の地域野球やスポーツには張り切って参加しています。PFI企業の運営になったら、学校施設を利用したくても、有料になって参加できなくなってしまうのではありませんか。

放課後の運営は学童保育やまちともの子どもたちにも影響します。3校が統合された大規模校に3つの学校の学童やまちともの子どもたちが集められます。本当に運営企業は、長い放課後時間を過ごす子どもたちに、厚労省として求められた1人当たり1.65平方メートル以上の十分な居場所を用意することができるのでしょうか。

低学年の子どもが帰った後、高学年の子どもが過ごせる場所ができるなどの話が聞こえてきますが、親御さんの仕事終わりを待つのは低学年も高学年も同じです。必ずしも低学年の子どもたちが早く帰るわけではありません。狭い場所で子どもたちが長時間我慢を強いられるようなことになるのではないかと心配です。

営利企業に地方自治体の公共施設、学校が任せられるとき、職員さんの雇用はどうなるのでしょうか。市は、維持管理は企業がしますから、先生方は楽になりますよと言います。しかし、学校施設の維持管理に今まで熱心に当たってこられた用務主事さんは正規雇用ではなくなり、身分保証の不安定な非正規雇用になるのではありませんか。生徒が体育授業中に壊れた器具でけがをしたときなど、頼りになるのは用務主事さんでした。川崎市のPFI事業運営の学校では、学校教育活動中の用務主事さん不在に大変困ったとの校長先生のお話もありました。PFI企業は営利を目的としていますから、必ず利益を確保し、株主に利益配当します。その結果、現場の担い手を非正規、派遣に置きかえて、企業が利益を得るのです。学童の指導員さんの雇用も不安定なものにならないか心配です。

学校は圧倒的に長い時間子どもたちが過ごす場所です。PFI企業が設計、建設を行うとき、子どもたちの体を案じた若いお母さんからこんな意見が寄せられました。建設に当たり、建材に使用する材には責任を持つ必要性があります。例えば建築資材として使われる合板や壁紙などの接着剤や塗料の原料として使われることが多いホルムアルデヒド。揮発性の高い有機化合物の1つで、ホルムアルデヒドを一定期間曝露すると、のどの痛みや頭痛などさまざまな身体異常が起り、シックハウス症候群にかかるおそれがあります。子どもの場合は特にぜんそくやアトピー、視力低下など重い症状が報告されており、最近では4人に1人が化学物質過敏症状態にあるという結果もあります。

利益優先の営利企業が建設に当たるとき、子どもたちの健康より安価な材料、建設資材を選択する可能性はありませんか。PFIによる企業任せのやり方でなく、もっと建築の仕様に対してもしっかり責任を持つことが大切だと思います。空間は人間を育てます。学校建設はその意味でもとても重要な役割を担っていると考えています。

2021年5月14日の会計検査院の報告書第30条の2によれば、全国で実施されたPFI方式による事業は財政上のメリットがなく、多くの債務不履行があったとされています。さまざまな懸念材料が多いPFI方式です。このまま保護者や住民の不安を残して進むのではなく、本当にこの事業が子どもたちの教育環境を整え、健康で夢のある学校生活を送ることができるものなのか。営利優先の企業にくみする方法をとるのか。もう一度市民が納得できる説明を行ってください。

以上です。

○教育長 請願者による請願第6号の意見陳述が終わりました。

この後、請願者に対する質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に念のため申し上げ

ます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第6号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関して、委員の皆様から請願者へご質問などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第6号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 「PFI方式による学校建設について、保護者や地域住民に丁寧な説明を求める請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

まず、本町田地区・南成瀬地区の小学校整備等の事業をPFI手法により実施することになった経緯を説明いたします。

学校の整備に当たっては、2017年に策定した「町田市PPP/PFI手法導入にかかる優先的検討の基本方針」に基づき、2022年度に民間活力導入可能性調査を実施いたしました。調査の結果、本町田地区・南成瀬地区については、PFI手法により新しい学校施設の整備等を行うことで、安定した事業運営が期待でき財政負担の平準化、利用者サービスの向上が見込まれることから、PFI手法で事業を実施することが望ましいと結論づけました。このことから、この2地区ではPFI手法を採用することとし、本町田地区・南成瀬地区小学校整備等PFI事業として、事業の理念や事業者を求める資格や能力、求める業務内容やその水準等を示した実施方針及び要求水準書案を策定し、2023年8月21日に公表いたしました。

次に、地域住民がPFI方式による学校建設において十分な納得ができないまま計画が進んでいるという点についてお答えいたします。

これまでも各地区の新たな学校づくり基本計画検討会において、民間の力を活用した仕組みづくりを検討してまいりました。2023年3月に策定した新たな学校づくり基本計画

ではPFI方式にすることを公表しました。6月から7月にかけては地域の方や保護者を対象として進捗状況や今後の進め方に関する説明会を開催し、いただいた質問に可能な限りお答えいたしました。また、2023年7月3日に発行し、全戸配布した「まちだの教育（学校統合第4号）」におきましては、新たな小学校の特徴として、新しい整備手法であるPFI方式について掲載し、2023年9月23日に発行し、新聞折り込みで配布した「まちだの教育（112号）」においても、1面でPFI方式による学校施設整備についての説明記事を掲載いたしました。

さらに、PFI手法により、新たな学校の施設整備等を行う本町田・南成瀬地区に対しては特に重点的な周知が必要であることから、2023年9月15日に「まちだの新たな学校づくり通信」において、「新たな学校はどうなるの？ PFI手法による『新たな学校づくり』って何？」と題した説明記事を掲載いたしました。こちらの通信は、これまでと同様に、学校を通じて全保護者に配布するとともに、学区内の全保育園・幼稚園を通じて未就学児の保護者への配布や、町内会・自治会の回覧を利用した地域の方への配布も行っております。また現在、保護者、地域住民、学校関係者に参画していただき、学校統合に向けた具体的な検討を行っている本町田・南成瀬地区の新たな学校づくり基本計画推進協議会に対しては、これまで開催した全2回のいずれの会議におきましても、PFI方式による学校施設整備等の説明を行い、ご議論いただきました。なお、推進協議会による資料は全て市のホームページで公表しております。

次に、地域コミュニティの中心にあった学校施設が有料化されることについてお答えいたします。

新たな学校はスポーツや生涯学習、地域活動、その他の市民活動を通じて、市民が交流し、活動する愛着ある地域拠点である市民生活の拠点づくりの視点からも整備することとしています。そのため現在でも行われている学童保育クラブやまちともでの利用や、地域の文化・スポーツ団体等への開放のほか、学校施設をこれまで以上に地域の拠点となる施設とするため、放課後や休日に事業者が企画・実施をする講座やイベントなどのコンテンツ提供や、児童向けの知育・運動・体験・創造などのコンテンツ提供も考えております。

地域の文化・スポーツ団体等が学校施設を利用するに当たって有料とするかについては現在検討中です。2021年に建てかえた町田第一中学校では、多くの公共施設と同様に、受益者負担の観点から武道場及び特別教室の貸し出しに当たり、施設使用料金を設定しております。また、町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則では、教育委員会が指定

する町内会・自治会、青少年健全育成地区委員会、その他これらに準ずる地域組織等が利用する場合は、使用料の減免または免除する規定がございます。このようなことを参考に検討してまいります。

次に、用務員さん、学童の指導員さんなどの雇用はどうなるのかについてお答えいたします。

まず用務員についてですが、本町田地区・南成瀬地区で統合する5校においては、全校とも用務業務を現在民間事業者へ委託しており、民間事業者の従業員が用務員として配置されております。PFI事業においても用務事業は業務範囲に入っておりますので、現在の委託と同様にPFI事業者の従業員が配置されます。そのため現在の用務員についても、委託事業者が、市が仕様書で求める業務内容を実現することができる者を選定しており、市として事業者に対しては特定の者を雇用するように指定したり、市が直接雇用したりは行っておりません。なお、学童保育クラブの運営は、PFI事業の業務範囲ではないことから、これまでと同様に指定管理者が実施いたします。

次に、建設に際して子どもの健康に配慮した材の使用はできるのかについてお答えいたします。

小学校は児童や教職員が日常生活を送り、さまざまな方が利用する施設であることから、新しい学校施設の整備に当たっては、学校施設利用者の安全や健康に配慮することは当然必要なことと考えております。なお、建築基準法ではシックハウス対策として健康に配慮した建築材料を使用することが定められております。

本町田地区・南成瀬地区のPFI事業では、施設整備に使用する材料について要求水準書で示しております。建築材料等は国内での導入実績等を踏まえた信頼性のあるものとするとともに、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保すること、使用する材料は、化学物質濃度の低減等、利用者の健康と安全に配慮するとともに、施設改修時・解体時に環境汚染を引き起こさないように十分留意すること、危険な凹凸を避けるなど、けがをしない素材を使用し、利用者、特に身体の不自由な方への安全性に配慮することなどを示し、安全や健康に配慮いたします。

最後に、子どもにとって夢のある学校生活を送ることができるものなのか、営利優先の企業にくみしたものなのか、「市民が納得できる丁寧な説明をしてほしい」についてお答えいたします。

PFI手法は、これまで設計、建設、解体という業務ごとに分けて民間事業者へ発注し

ていた契約を、一括で発注するという公共施設整備の1つの手法であり、企業にくみするものではありません。子どもたちが1日の大半を過ごす新たな学校施設は、オープンスペースやラーニングセンターなどの新たな空間やICT活用を前提としたホワイトボードや可動式プロジェクタなどの設置により、協働的な学習や子どもたち同士のコミュニケーションが促進されるような環境を整備してまいります。また放課後や休日には、児童向けの知育・運動・体験・創造などのコンテンツを事業者が企画・実施することを考えております。

以上のことから、本町田・南成瀬地区の小学校の施設整備等をPFI手法により実施することは新たな学校づくりの取り組みの理念に沿うものであり、その広報についてはこれまでも十分実施してきていると考えておりますので、今後も引き続き適切な方法タイミングで市民の皆様丁寧に周知してまいります。

そのため、「PFI方式による学校建設について、保護者や地域住民に丁寧な説明を求める請願」の願意には沿えないものと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 請願第6号に関する願意の実現性、妥当性についての説明が終わりました。

私、教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございまして、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思っております。何かございましたらお願いいたします。

○井上委員 請願者のお話を伺うと、PFI方式を行うことでさまざまな不利益があるとのことでした。そこで事務局に伺いたいのですが、これまでの学校整備の手法とPFI方式というのは、どういった点が違うのでしょうか。

○新たな学校づくり推進課長 PFI (Private Finance Initiative) という手法でございすけれども、公共施設の設計、建設やその後の維持管理、運営などの業務について、それぞれの業務ごとに事業者と契約をするのではなく、複数の業務を一括して1つの事業者と契約する手法の1つでございす。PFI手法は、民間事業者が自社のノウハウや技術力、発想力を生かした運営や、学校完成後の維持管理を見据えた効率のよい設計をすることで、質の高い公共サービスの提供、建設の工期短縮、事業コストの削減などが期待できるものでございす。

どのような業務を事業者をお願いするかということは、P F I手法だからこの内容になるというものではございません。今までの手法であったとしても、P F Iであったとしても、市が実現、実施をしていきたい内容を事業者に示すことには変わりはありません。

これまでの手法であれば仕様書、P F Iの場合は要求水準書という形でその事業の業務内容を示しております。仕様書ではその業務について、どのような方法で実施するかまでを記載することが特徴として挙げられます。そのため事業者は、別の効率的な方法があったとしても、仕様書に示された方法に従って事業を実施するということになります。

一方、P F I手法で示す要求水準書では、どのようなサービス水準を達成してほしいかを事業者に示すこととなります。事業者はその水準を達成する方法を検討し、その方法を市に示し、さらに市がそれを承認するという手順を踏むこととなります。

これまでの学校整備についても、設計、建設、維持管理について、民間事業者に請負や業務委託をしております。これまでの手法とP F I手法は、あくまでもそのやり方、手法が異なるのであり、学校の設計や建設等について、民間事業者の技術力やノウハウを生かすという点についての変わりはありません。

説明は以上でございます。

○井上委員 もう一つよろしいでしょうか。実際に事業者がどのような業務を行うかについては、市が仕様書なり要求水準書を示したものを行うことに変わりはないというふうに理解しました。

一方で、請願者の願意というのは、地域住民の立場からP F Iという手法により学校施設を整備することにご不安があるというお気持ちだと思います。そこで、これまでほかの市などにおいて学校をP F I手法で整備した事例はどのぐらいあるのか教えてください。

○新たな学校づくり推進課長 P F I手法は1999年の制度開始以降、さまざまな施設整備に用いられている手法でございます。N P O法人全国地域P F I協会の調査によりますと、ちょっと古い数字になりますが、2019年2月5日までの時点で、P F Iで整備をした事業、全805件のうち、76件が小・中学校の整備として報告をされているところでございます。

近隣自治体での事例としましては、調布市立の調和小学校、川崎市立のはるひ野小学校・中学校、横浜市立十日市場小学校の整備・維持管理運営事業等がございます。また、他自治体で現在進められているP F Iによる学校整備としましては、立川市におけます立川市立第二小学校等複合施設整備事業、富山市での中央小学校、こちらは3小学校の統合

事業になりますけれども、そちらの設計、建設、維持管理事業、また滋賀県での県立高等専門学校整備事業等がございます。

説明は以上です。

○井上委員 このまま私の意見を述べさせていただきます。

今の説明も踏まえましてPFI方式に不利益があるとは判断できませんでしたし、「まちだの教育」や「まちだの新たな学校づくり通信」などの広報紙でも周知を進めていることを確認しておりますので、今回請願者の願意には沿えないものと考えます。

私からは以上です。

○関根委員 私からも1つ質問させてください。

先ほどの事務局の説明では、新しい学校を市民活動の拠点としても整備するといったお話がございましたが、あくまでも小学校というのは児童の教育や生活の場であるということとを第一優先に考えるべきだと思っております。その上で、本町田地区と南成瀬地区の小学校の整備や運営について、子どもたちの教育環境の視点から見ますと、PFI事業方式を取り入れることによって、どのようなメリットがございますでしょうか。

○新たな学校づくり推進課長 現在学校の先生が行っておりますけれども、必ずしも先生方が実施することではない業務、例えば学校の中で、どこかが壊れた場合、現在は用務員さんとか、教育委員会事務局のほうにご連絡をいただき、修理に立ち会ったりする。いわゆる施設の維持管理に関する業務とか、学校開放のスケジュール管理などの業務に多くの学校で先生方がかかわっているという状況がございます。これらの業務はPFI事業者が中心となって対応することとしまして、先生方が極力かかわらなくてもいいようにしていくということを考えております。そうすることで、先生方がこれまで以上に子どもたちに向き合う時間を多く確保していく、そのようなことができるのではないかと考えているところでございます。

また、このほかにも今回のPFI事業では放課後に希望する児童が参加できる知育・運動・体験・創造といったさまざまなコンテンツの提供をしていきたいと考えているところでございます。これらのコンテンツの提供は、児童が多様な体験活動の経験を通じまして、子ども自身が興味を持てること、そのようなことを発見するとか、将来の夢や目標を見つける、そのようなきっかけになるのではないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○関根委員 今のご説明の中にもありましたように、先生方のご負担は確実に減りますし、

何より一番大事な子どもたちに向き合う時間を作ることができるということはとても大切なことだと思います。そして子どもたちにとっても、放課後などにさまざまなジャンルの体験活動ができることもあって、メリットがたくさんあると考えます。

よって、私の意見といたしましては、学校教育部長のご説明どおりでございますので、この請願の願意には沿えない見解でございます。

私からは以上です。

○森山委員 まず、「P F I方式による学校建設について、保護者や地域住民に丁寧な説明を求める請願」ということで、ありがとうございます。その中心が、P F I方式による学校建設についての丁寧な説明が必要であること、そしてP F I方式とはどのようなものなのかの十分な説明が必要であることというふうに私はこの請願を理解いたしました。

このことにかかわりまして、私から事務局に1点お伺いしたい点がございます。学校施設の整備に使用する予定である材料についてです。要求水準書で示して安全や健康に配慮するとの説明がございました。具体的にどのような形でシックハウス対策等を行い、安全や健康を担保するのかということについて詳細をお伺いしたいと思います。

○施設課長 シックハウス対策につきましては、2003年7月の建築基準法の改正により対策が義務づけられ、内装仕上げ材の制限、換気設備の義務づけ、天井裏等の制限の3つが規制されております。内装仕上げ材については、クロルピリホスを添加した建築材料の使用が禁止され、ホルムアルデヒドは、建築材料や塗料、接着剤等に、発散に応じて等級が設けられております。この等級については、J I S（日本産業規格）の認証、またはJ A S（日本農林規格）及び国土交通大臣の認定を受けた建築材料等を使用することとなっております。

町田市の公共工事では、この建築基準法にのっとり、換気設備の設置や天井裏の制限に対応するとともに、最も安全な等級、F4スターと呼びますが、この等級の建築材料等を使用することを定めました東京都工事標準仕様書に基づき、工事を行うこととしております。また、工事完了後と家具類やカーテンなどを設置した後に建物の室内の空気中に含まれる化学物質の濃度測定を最低2回以上行いまして、安全性の確認も行います。これらの対応については、工事発注方式がP F I方式でも従来方式でも変わりはなく、安全や健康に配慮してまいります。

説明は以上です。

○森山委員 1点よろしいでしょうか。今、詳細な説明をお伺いいたしました。その点で

は、本日の請願を通して、さらに本日の請願の内容についての説明が深まったというふう
に考えております。また、これまでの願意の実現性、妥当性についての事務局からの説明
を踏まえまして、私としては以上のことから本請願には沿えないものと考えております。

以上です。

○後藤委員 まず事務局に質問ですが、P F I 事業によって教員の働き方改革が効果を上
げるといふか、教員の負担軽減につながるというようなことが先ほどお話にありましたけ
れども、もう少し幾つか具体的な教員の負担軽減の内容について、予想されるもので結構
でございますので、お話しいただければと思います。

○新たな学校づくり推進課長 教員の負担軽減といった点でお話をいたします。そのよう
な部分でございますと、学校の施設管理とか修繕修理、学校開放の利用調整がP F I 事業
の範疇に入ること、教員の手から離れるということが大きいのではないかと考えており
ます。

学校施設の活用を例に具体的にお話をいたしますと、現在、放課後の学童保育クラブや
まちともとの利用場所の調整とか、学校開放においては、開放運営委員会に所属する団体、
町内会・自治会、保育園などに貸し出す際には、教員がその日程や使う場所などの調整を
しています。

P F I 事業では、利用者の受け付け、問い合わせの対応、使用する場所の調整や管理の
ほか、イベントや講座の企画と実施、それらのものにつきましても、P F I 事業者が中心
となっていくことと考えております。また、利用によるトラブル対応で、先生方が土日に
緊急出動するというようなことも、民間事業者が担うことになると考えております。

施設管理という面では、例えばP F I 事業者が施設の維持管理をするので、修理する際
の工事の立ち合いがなくなったり、夏のプール期間中の日常点検とか、水質管理、水質調
査なども、P F I 事業者の業務範囲となりますので、これらのことも教員の手から離れる
こととなります。そのような教員が必ずしもやらなくてもいいような業務を教員ではない
方が行えるようにすることで、教員が子どもに向き合う時間を確保していきたい、そのよ
うに考えているところでございます。

以上でございます。

○後藤委員 続けて私の意見を言わせていただきますと、請願第6号の趣旨が、P F I 方
式による学校建設については懸念があるので、納得いく説明が欲しい。また、P F I 方式
は適さない方法であると考えられているというふうに捉えました。このことについて3点

から私の意見を述べさせていただきます。

まず第1点です。納得いく説明ということについては、先ほど学校教育部長が回答したとおり、これまでも説明会での直接の説明、広報紙「まちだの教育」や「まちだの新たな学校づくり通信」の配布や回覧、市のホームページでの公表などを通して、説明や周知を意図的、計画的に取り組んできています。今後も引き続き丁寧に周知をしていく予定である。これらの一連は教育行政として妥当な方法として進めていると考えます。そのようなことで市民の理解はより深めることができるというふうに判断いたします。

2点目です。PFI方式が不適當、適さない方法であるかどうかについてですけれども、民間企業が学校業務を行うことについて、私も校長時代に、用務業務及び給食業務が直営から外部委託にかかわって運営をするという経験をしました。この経験から考えますと、企業が学校業務を担うことは、全く遜色がないばかりか、直営に比べ、効果的なことも多くありました。

例えば緊急に電気関係のトラブルに見舞われた際などは、委託会社に専門家がいますので、専門家が早急に対応してくれる。あるいはワックスがけなどの大規模な学校の清掃作業などについては、委託会社が作業人員をそこに増して短期間で終えたりなど、学校の教育活動への支障が極力ないような工夫ができる。これらは民間ならではの効果的な取り組みであったというふうに今でも思っています。

これから建設される学校施設などは、当然、最先端の設備を備えるわけです。その維持管理は、現在ある学校のものよりも高度で専門的で幅広い対応が求められ、もちろん専門家の知見が必要な対応だと思っています。当然それはPFI方式で構成する企業がそこで力を発揮して対応することになると考えています。

3点目です。先ほど私が質問させていただいた教員にとってのメリットである働き方改革についての回答にもありましたけれども、例えば夏季のプール管理や準備、片づけなどの労働から教員が解放されること、管理職が施設管理や外部への貸し出し業務などから解放されること、これらは大きな教員の負担軽減です。そして教員の本来の業務である子どもことにちゃんと向き合っていく時間を生み出すことができる施策なんですね。これが働き方改革の正対した本来の狙いです。全国で問題になっている先生方の働き方改革、そして子どもたちと向き合う時間を生み出すことに正対する対策だと思っています。

子どもを取り巻く教育課題への対応がより一層強く求められている現在、このような学校管理体制をつくっていくことも新たな学校づくりに課せられた重要な役割です。建物だ

けの問題ではありません。町田市教育委員会はこれまでの学校像に固執するだけではなく、現在あるよさは生かしながらも、目前の子どもたちの教育課題を解決していく。現在と未来をちゃんと見据えてふさわしい小学校、中学校、そういう学校像を構築していくという責務を担っています。したがって、本請願の願意には沿えないと判断します。

以上です。

○教育長 そのほかに何かご意見ございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、請願第6号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見だというふうを受けとめますので、本請願につきましては不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第6号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第6号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○教育長 再開いたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず私のほうから1点だけ報告させていただきます。

12月16日(土)でございますが、中学校科学教育センターの2023年度の閉校式が教育センターにおいて開催されまして、後藤委員とともに出席をいたしました。中学校科学教育センターというのは、子どもたちが科学の方法を学び、研究心を身につけ、科学的な思考力と創造的な能力を育成することを目的に1963年に開設されまして、今年度で61回目を迎えた大変長い歴史を持つ講座でございます。今年度は町田市立中学校16校から33名の生徒が参加いたしまして、7月22日の開校式から約半年にわたり、計8回の講座を受講いたしました。

講座の内容というのは、町田市の理科の先生方による恩田川の水質調査やツメガエルの

解剖実験、液体窒素を使った超低温の世界など、物理、化学、生物の講座を初め、協和キリン株式会社の研究者による体の仕組み、免疫について、それと横浜国立大学の先生による水素エネルギー、燃料電池など、いずれもふだんの学校の授業では体験することのできない内容でございまして、子どもたちからそれぞれの講座について学んだことの発表もございましたが、大変貴重な体験になったことがうかがえました。

科学教育センターの運営にご尽力をいただきました運営委員長の鶴川第二中学校、花田英樹校長先生を初め、熱心に子どもたちをご指導いただきました指導員の先生方、関係の皆様にご心から感謝申し上げたいと思っております。

そのほかの主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

それでは次に、各委員からご報告をお願いしたいと思います。

○後藤委員 私からは教員の働き方改革の対応について町田市の取り組みが評価されているという点を今日はお話させていただきます。

11月17日に東京都主催の「Tokyo 区市町村 DX award2023」が開催され、町田市がプレゼンテーションした「“DX×公会計化”保護者と教員の手間削減」で行政サービス部門での大賞を受賞したと報道で知りました。これまで教育委員会が全国初の取り組みとして構想、準備し、保護者の利便性や教員の負担軽減として画期的な働き方改革の施策として今年度より実現したものですけれども、この取り組みが大きな評価を得たことは大変うれしいことでもあります。プレゼン動画がYouTubeにありましたので見てみましたけれども、町田市のDXによる行政サービスがいかにか先進的であるかがわかるすぐれたものでした。

町田市では教員の働き方改革の取り組みが先進的で効果的に推進できていると思っておりますけれども、今回の受賞を学校関係者などにもぜひ知っていただきたいなと思っております。これらを紹介していくことによって、学校の教育に携わっている先生方なども一層自信を持って町田市の教育に当たっていただけたらと思っております。また、後ほど報告されるペーパーティーチャー研修なども、喫緊の課題に先進的に取り組んでいただき、とにかくいい教育を進めようという取り組みが進められている教育委員会の実績だと思っております。

私からは以上です。

○森山委員 私からは1点ご報告させていただきます。11月29日に行われました町田市公立小学校連合音楽会に出席をさせていただきましたが、いわゆる各学校ではなくて全体

を通した連合的な行事ということについてお話をさせていただきたいと思います。

日ごろから町田市におきましては連合的な行事をいろいろな形で開催していらっしゃいます。主体的・対話的で深い学びを実現するためには、各学校で個別最適な学びと協働的な学びを推進していくということで、各学校は非常に熱心に取り組んでいるわけですが、そのことはやはりそれぞれの授業改善のみならず、学校教育、教育活動全体を通して進められるものだと考えています。そういう点では、連合音楽会もそうですし、小学校の連合体育大会もそうですし、そのような町田市の連合的な行事というのは非常に重要な意味を持っていると思っております。ぜひ今後もこのような形での個別最適な学びと協働的な学びの推進に取り組んでいただければありがたいと思います。

以上です。

○井上委員 私からは2点お話しいたします。

まず最初に、11月16日に大蔵小学校で行われた研究発表会についてです。授業で困り感のある児童を確実に支援するために、多層指導モデル「MIM」を大蔵小バージョンにして実践に取り入れた授業を拝見してまいりました。読みに力を入れたトレーニングを2年間重ねることで、文字をすらすら読めるようになり、児童からも、学習へのモチベーションがアップしたという声や、つまづいているところが克服できて達成感を味わえたといった自己肯定感や豊かな心の育成につながっていることが確認できた研究発表会でした。

次に、11月29日から12月1日に開催された小学校連合音楽会についてです。壇上での挨拶の際に「今緊張している人」と問いかけたところ、会場の7割から8割の子どもたちが手を挙げていました。しかし、本番は体全身でリズムをとり、必死に指揮者を見てタイミングを合わせる様子や、子どもらしい元気いっぱいの歌声で実力を発揮してくれました。

変声期やインフルエンザでの学級閉鎖などを乗り越え、各校、趣向を凝らし、学校規模が大きいところは迫力があり、パワフルで勢いのある表現、学校規模が小さいところは繊細で一人ひとりの音が目立つような工夫をされた演目を披露していました。音楽専科の先生や担任の先生と一生懸命合わせてきたことがうかがえる演奏や合唱で、終わった後に胸をなでおろし、安堵する姿にほほ笑ましくなりました。また、聞いている間も、長時間静かに集中して真剣なまなざしで聞き、互いをたたえる拍手を送る姿が町田の子どもたちのすばらしいところだなと思いました。

私からは以上です。

○関根委員 私は今月の活動の中から3点ご報告させていただきます。

11月29日には本町田東小学校の1年生と4年生による校歌・校章の作成に向けた玉川大学との連携授業を視察させていただきました。2025年度には本町田東小学校と本町田小学校が統合して本町田ひなた小学校となり、2028年度には町田第三小学校が合流する地域です。本町田地区では玉川大学が主体となり、制作過程における児童や地域との交流を重視しながら校歌・校章の作成に取り組んでいます。

まずは、6年生のときに本町田ひなた小学校として統合する今の4年生の授業では、『新しい友達と出会うことをどのように感じているのか』そして『これからずっと続いていく本町田ひなた小学校をどんな学校にしていきたいか』という点に絞り、アンケートに沿いながら、たくさんの意見を出し合いました。「新しい友達ができるからワクワクする」、「友達が増えるから、にぎやかになってうれしい」という意見がほとんどでしたが、中には「知らない人と会うのが怖い」、「どんな人がいるかわからないから不安」などという意見もありました。

どんな学校になるといいかなという問いに対しては、色、生き物、イメージに分けて話し合い、「ひなた小だから、太陽みたいな明るい黄色やオレンジのイメージがいい」とか、「自然がいっぱいな緑もいいね」とか、「遊具もたくさんあってにぎやかでみんなが幸せに暮らせる学校がいい」など、前向きな意見が多数ありました。

次に、この3校が統合するときに6年生になる今の1年生の授業では、玉川大学生や先生のご指導で、『新しい本町田ひなた小学校を想像して絵に描いてみよう』という内容でした。こんな学校があったらいいなという1年生の子どもたちのみずみずしい感性で思いの絵を描いていました。

校庭の上の大きな空に鳥が飛んでいたり、お城みたいな校舎だったり、観覧車がある校庭もありました。馬に乗れる施設もあったり、校庭の真ん中に大きなトランポリンがあったり、中には校庭にマツタケやズワイガニなどの高級食材がなる不思議な木を描いている子もいました。子どもたちの自由な発想で夢のような学校をみんなでワクワクしながら夢中で描いていました。最後のまとめのところで、ある子どもが言った「みんなで新しい学校のことを考えるのって楽しいね。楽しい学校だと、みんなが仲よくなれると思うな」という言葉に全ての答えがあるような気がしました。

両校では、今の段階から合同で遠足に行ったり、一緒に行事を行い、統合時に子どもたちの気持ちが少しでも近づけるように工夫しています。統合によって子どもたちの世界が

広がり、より広い視野を持って成長して行ってほしいと思います。

11月30日には2023年度町田市公立小学校連合音楽会の第4部にお伺いいたしました。子どもたちの演奏はどの学校もとてもすばらしいものでした。先生の指揮に合わせて集中し、気持ちを込めて身体全体で演奏する姿がとても微笑ましく感じました。

最初の小学校の演奏が終わり、拍手喝采を浴び、ステージから子どもたちが客席の間を歩いて自席に着こうとしたその瞬間、花道の両側に座っている子どもたちから自然と拍手が湧き起こりました。見ている大人たちも先生方もびっくりです。

その拍手の波が周りに伝わり、会場全体がとても温かい雰囲気になりました。何とそれが最後の出演の学校まで続き、校長先生方や音楽部の先生方も「こんなことは初めてだ」とおっしゃっておられました。誰が何を指示したわけでもなく、子どもたちの優しい気持ちが自然と拍手を呼んだんだと思います。町田の子どもたちは本当にすばらしい、何ていい子たちなんだと改めて感動した時間でした。

12月9日には第51回町田市こどもマラソン大会で町田GIONスタジアムへお伺いいたしました。今年は例年に比べて参加者も多く、保護者や各学校の先生方を含む温かい応援の中で、たくさん子どもたちがこの陸上競技場で競い合いました。子どもたちに聞くと、それぞれの学校で長距離の練習を重ねてレースに臨んだようです。スターター、表彰プレゼンターとして、ゲストに長距離の関根花観さん、砲丸投げの村上輝さん、ゼルビーくん、ドーラくんにもご協力を仰ぎ、大会を盛り上げていただきました。ようやくコロナが落ちついてきたことでもありますので、今後はこのようなイベントにたくさん子どもたちに参加していただきたいと思っております。

私からは以上です。

○教育長 そのほかに事務局も含めて報告あるいはご質問などございましたらお願いいたします。

○学校教育部長 私から2023年第4回町田市議会定例会の学校教育部所管分についてご報告させていただきます。

第4回定例会は11月29日に議案の提案理由説明がありまして、12月4日から8日までの5日間に一般質問、11日に質疑が行われました。そして12日に文教社会常任委員会が行われました。

まず初めに一般質問では、学校教育部に対しまして15人の議員の方から質問がありました。その内容として、表題だけになりますが、『『新たな学校づくり推進計画』（学校統

廃合)について」、「少子化時代の学校再編について」、「公立中学校の部活動の地域移行について」、「新たな学校づくりにおけるPFI手法の見直しを求めて」、「自治体職員等への婦人科検診の実施を求めて」、「PFI方式の中学校給食センター整備事業について問う」、「公共施設におけるWi-Fi設置について」、「チルドレンファーストのまちづくりについて」、「コミュニティ・スクールについて」、「校則および学校の独自ルールについて」、「登下校における負担軽減と安全の確保について」、「必要とされる際にスムーズに出席停止が行われる環境整備について」、「小学校給食調理室の暑さ対策について」、「新たな学校づくりについて」、「多子世帯支援について」、「町田消防署前、本町田小学校隣接地及び店舗駐車場前の交通安全対策について問う」、「学校・学童保育クラブ統廃合について」、「市内小中高生への主権者教育及び選挙啓発について」、以上が一般質問となります。

続いての質疑におきましては、今回は学校教育部では議案や予算がありませんので、対象とはなっておりません。

12月12日に行われました常任委員会では、請願2件について審議いただきました。「小山田地域の小・中学校の存続を求める請願」、「鶴川第二・三・四小学校統廃合計画の変更と延期を求める請願」、それぞれに幅広く質疑をいただきました。請願につきましては、2件とも委員会では不採択となりました。

行政報告は、「町田市教育プラン24-28(原案)に関するパブリックコメントの実施結果について」、「新たな学校づくり推進事業の進捗状況について」、「学校給食における食育の推進について」、「学びの多様化プロジェクト2024-2028の策定について」の4件を行いました。委員会で行われました請願につきましては、12月22日に行われる市議会本会議にて表決される予定となっております。

○生涯学習部長 2023年第4回町田市議会定例会の生涯学習部所管分についてご報告いたします。

まず、12月4日から8日まで行われた一般質問では3人の議員から、表題として、「『効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン』について」、「『夕焼け小焼け』作曲100周年を活用した相原のにぎわいづくりについて」のうち、「中村雨紅や『夕焼け小焼け』のことを紹介する展示について、取り組み結果は」、「障がい者青年学級の今後の在り方について」、質問がございました。

次に、12月12日の文教社会常任委員会では、まず、第109号議案「令和5年度(2023年度)町田市一般会計補正予算」の生涯学習部所管分について審査いただきまし

た。本件は、東京都指定史跡小山田1号遺跡の復旧に係る東京都文化財保存事業費補助金が交付決定されたことによる補正予算でございましたが、委員から質疑はなく、賛成挙手（全員）で可決すべきものとされました。

行政報告は1件、「鶴川図書館における図書コミュニティ施設に向けた取組状況について」、運営団体が設立されたことや、2月に予定している施設改修と、それに伴う休館及び施設改修後のスケジュールについて報告をさせていただきました。委員からは、施設改修後の蔵書や司書に関すること、コミュニティ機能としてのコンセプトを再度確認したいなどの質疑がございました。

なお、本件につきましては、後ほど報告事項（7）として、本日その内容を改めて報告させていただきます。

2023年第4回町田市議会定例会の生涯学習部所管分についての報告は以上でございます。

○教育長 そのほかにはよろしいでしょうか。

それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第3、報告事項に入ります。

本日の報告事項は7件ございます。

まず、報告事項（1）について、担当者からご報告をさせていただきます。

○新たな学校づくり推進課担当課長 私からは、報告事項（1）「新たな学校づくり推進事業の進捗状況について」、ご説明いたします。

今回の報告では、2023年3月に基本計画を策定した本町田地区・南成瀬地区の小学校について、PFI方式による施設整備と校歌・校章作成の進捗状況についてご報告します。

また、2025年度に基本計画の検討に着手する薬師・金井地区統合新設中学校にかかる意見交換会の開催についてご報告します。

まず、1「PFI方式による施設整備の進捗状況について」、ご説明いたします。

2024年1月中旬に、本町田地区・南成瀬地区小学校整備等PFI事業の募集要項等を公表します。ついては、PFI事業の業務範囲等についてご報告します。

（1）「業務範囲」についてですが、8月に公表した要求水準書案に対する民間事業者からの質疑応答などを踏まえ、2024年1月に公表する本PFI事業の業務範囲を枠内のおりとししました。

次に、PFI方式で学校の維持管理や一部業務の運営を行うに当たり、現在と業務対応

がどのように変わるのか、施設修繕と施設活用を例にイメージをお伝えします。なお、詳細はPFI事業者との調整により最終的に決定します。

2 ページをご覧ください。

まず、①「施設修繕の例」でございます。現在は基本的に学校が学校施設を利用している方から破損や不具合の連絡を受け、教育委員会や用務員と連絡・調整して修繕等を行っております。PFI導入後はPFI事業者が中心となって各利用者と連絡・調整し、修繕等を行います。

次に、②「学校施設活用の例」でございます。現在、学校施設の利用については、学校教育以外の地域利用も含めて、多くの場合、教員、主に副校長先生が日程や場所を調整しております。PFI導入後は、PFI事業者が、学校施設の利用日程や場所の調整を、学校、まちとも、学童保育クラブ、一般利用者等と行います。なお、施設の利用に当たっては、学校の授業、学童保育クラブ、まちどもの利用を優先します。

3 ページをご覧ください。

(2) 契約の提案上限額についてですが、本町田地区・南成瀬地区の小学校整備等PFI事業として、2024年9月から2043年3月までの18.5年契約で、提案上限額を約250億円とする予定です。

(3) 今後のスケジュールについてですが、2024年1月中旬に募集要項等の公募資料を公表します。その後、5月に事業者からの提案書を受け付け、プレゼンテーション等を経て、優先交渉権者を決定します。事業契約は9月に締結を予定しております。

続いて、2「本町田地区、南成瀬地区の校歌・校章の作成について」でございます。2025年に統合する本町田地区、南成瀬地区について、両地区の新たな学校づくり基本計画推進協議会において作成方法や作成依頼先を検討しました。検討の結果、本町田地区は、校歌・校章ともに玉川大学と連携して作成すること、また、南成瀬地区は、校歌を音楽制作会社へ委託し、校章を東京造形大学と連携して作成することとしました。

4 ページをご覧ください。

両地区の推進協議会における検討結果を踏まえ、両地区ともに、統合対象校の全ての児童及び保護者や地域の方などに、「校歌・校章に入れたい『単語・フレーズ』や『もの・イメージ』」を意見募集するとともに、作成者と各校の一部の児童が交流し、イメージを深めながら作成します。児童に対しては、9月から今月にかけて、各校の授業を活用して、また保護者、地域の方などに対しては、先月、11月15日までに意見募集を行いました。

次に、②「交流事業」でございます。推進協議会における作成過程における児童との交流を重視したい、子どもたちの思いを反映したいという結果を踏まえ、新しい校歌・校章に児童の意見やアイデアを取り入れるとともに、作成依頼先である大学や音楽制作会社が小学校や地域の雰囲気等を感じながら進めるため、各小学校と依頼先との交流事業を行っております。本町田地区の3校では、既に各校の1年生、4年生と玉川大学の学生及び教員との交流事業を実施しました。具体的には、1年生は「あたらしい小学校をそうぞうして絵をかこう！」というテーマで、校歌の作成に向けて、子どもたちが、自分が6年生になったときの新しい学校をイメージして自由に絵を描いて感想を伝え合いました。

5ページをご覧ください。

4年生は、「本町田地区の新たな小学校のイメージは？」というテーマで、校章の作成に向けて、新しい小学校のイメージを色、動物などで表現してみたりと、玉川大学の学生、教員と交流しながら授業を行いました。

(3)校歌・校章作成の今後のスケジュールについてですが、意見募集や今の交流事業の実施結果を踏まえ、校歌・校章を作成します。本町田地区・南成瀬地区ともに2024年9月までに完成することを目指して取り組んでおります。

最後に、3「薬師・金井地区統合新設中学校の意見交換会の開催について」でございます。2025年度に基本計画の検討に着手する薬師・金井地区統合新設中学校について、基本計画で検討する課題についてご意見をいただきたく意見交換会を開催します。2024年2月15日から20日までの間に両中学校にて行います。12月中旬から「広報まちだ」、市ホームページのほか、「新たな学校づくり通信」等を用いて保護者や地域の方に向けて周知しております。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かご質問などございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項(2)について担当者からご報告いたします。

○**保健給食課長** それでは、「町田市学校給食問題協議会の二次答申について」、説明をいたします。資料をご覧ください。

2022年9月に町田市学校給食問題協議会へ諮問いたしました学校給食における食育の推進について、2023年、本年11月21日に二次答申を受けましたので、報告をいたしま

す。

まずは、1「諮問事項」についてでございます。中学校全員給食の導入が来年度からいよいよ始まってまいります。その導入を契機といたしまして、小・中学校9年間の学校給食を通じて一貫して取り組んでいくことができる食育の推進方法について諮問しました。

2「協議期間」でございますが、記載の期間において2回の協議を行いました。

項番3でございますが、二次答申の概要についてでございます。子どもたちが義務教育期間終了の時点で「食を正しく選び取れる力」、そして「正しい食行動を実践する力」を身につけられるよう、以下の5点を考慮した上で、学校給食を活用した食育を実施してもらいたいということでございます。

1点目の「小中学校9年間における発達段階に応じた食育推進」については、全小・中学校で子どもの発達段階に応じた食育を推進することとされています。その食育の推進に当たりましては、その体系ですとか、実施手順を定めた「食育プログラム」を策定し、計画的・継続的に取り組むこととされています。

2点目の「連携による食育実施」についてでございますが、学校全体で食育を推進し、家庭を初めとした地域とのさまざまな主体と連携した食育を実施していくこととされております。

3点目の「体験型の食育推進」については、ここにもありますように、農業体験などの体験を多く取り入れ、食育を推進することとされています。

4点目の「個別的な相談指導」については、子どもたちが個別に抱える健康問題に対して、栄養指導、そしてその管理について、給食を活用しながら取り組んでいくこととされております。

最後、5点目の「教育委員会のサポート及び学校間の協力体制」については、教育委員会がしっかりとサポートするとともに、学校間においてもしっかりと協力をした上で食育を推進することとされております。

以上、協議会からは食育を今後推進する際に考慮すべき5つの視点について答申をいただきました。今後学校関係者の意見をいただきながら、先ほど申し上げた小・中学校9年間に実施する食育の体系や実施手順を定めた「食育プログラム」を策定するなど、食育の推進を行ってまいりたいと思っております。

4「今後の町田市学校給食問題協議会の協議について」です。二次答申については、本来給食費について答申する予定ではございましたが、6月に国が給食費無償化の検討を開

始するという発表をしたことから、協議を一時中断しておりました。このたび他市の学校給食費に関する動向調査が終了し、この調査結果を踏まえ、12月に協議を再開する予定でございます。来年、2024年2月に答申が出される予定となっております。

3ページ以降は参考として二次答申を添付させていただきました。

説明は以上です。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問などございましたらお願いいたします。

○**井上委員** 項番4にあります給食費無償化については、保護者の関心が非常に高いところだと思うのですが、町田市ではどのように考えていくのか教えてください。

○**保健給食課長** 委員がおっしゃるように、12月5日に東京都知事が議会で、都内の公立小・中学校の給食費無償化に対して支援するという方針を打ち出したところでございます。報道でも取り上げられているように、町田市民の方々も非常に大きな期待をされているというふうにご認識しております。そのため教育委員会でも、子どもたちのために、そして各家庭のために、真摯に対応していきたいと考えているところです。

しかしながら、現段階では、東京都の給食費の無償化に対してどのような制度になっていくかということがまだ明らかになっておりませんので、情報収集を進めて、明らかになった段階で、市の対応を検討してまいりたいと考えております。

○**教育長** 東京都において制度設計とか何か詳しいことが、こちらから問い合わせても答えていただけてないというか、まだできてない状況ですので、今後の話で考えていきたいと思えます。

そのほか、いかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

次に、報告事項(3)について担当者からご報告をいたします。

○**指導室長(兼)指導課長** 私からは、「ペーパーティーチャー研修」の実施について報告をいたします。

開催日時は2023年11月25日(土)午前9時から正午まで、玉川大学において実施をいたしました。参加者数は16名いました。

本研修は、昨今の教員不足解消を目的といたしまして、教員免許状を保有しているものの、現在は教職についていないといった方を対象に、町田市教育委員会と独立行政法人教職員支援機構玉川大学センターとの共催で実施したものになります。

研修内容につきましては、最近の教育事情でありますとか、これからの学習指導要領が

目指す教育等について講義をした後に、教育委員会事務局より、臨時的任用教員や時間講師として任用されるまでの手続について説明をし、質疑応答を行っております。

参加者のアンケートからは、「名簿登載選考に申し込みを予定しております」とか、「時間講師で考えています」など、前向きなご意見が多数寄せられました。

現在、臨時的任用教員の不足など、学校現場では人手不足が言われておりますが、このような取り組みを通して、1名でも多く採用に結びつけていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問などございましたらお願いいたします。一よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（4）について担当者からご報告をいたします。

○**教育センター所長** それでは、「学びの多様化プロジェクト 2024－2028」を策定しましたので、報告をさせていただきます。

このプロジェクトは、現在の町田市の不登校施策を集約し、今後の不登校施策の方針と行動計画を定めたものです。保護者の方や子ども自身など当事者にも届くことを想定し、わかりやすい表現でページ数を抑え、読みやすいように表現や内容を工夫いたしました。

策定の背景といたしましては、町田市における不登校児童・生徒数はこの10年で2.5倍になりました。現在全国的には中学生の不登校発生率は6.0%であり、不登校はどの子どもにも起こり得ることと考えられます。また、2016年の教育機会確保法により、不登校児童・生徒に対する教育機会を確保することが求められるようになりました。さらに、文部科学省は2023年3月に、全国的な不登校児童・生徒の急増に対して、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を策定しました。町田市においては、現在「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例」の制定が検討され、子どもが学びたいことを学べるようにすることや相談支援を受けられることが盛り込まれる予定です。

次に、計画期間ですが、2024年度から2028年度の5カ年です。

周知方法につきましては、電子配布及びホームページ上で公開をいたします。

それでは、本編をご覧ください。2ページ、まず「00 はじめに」では、本プロジェクトの位置づけを示しています。

続いて3ページ、「01 基本方針」ですが、ここでは「学校に行く子も行かない子も、

安心して育つまちだ」を基本方針とした理由を記載しております。学校を休んでいる状態でも、必要な学びが得られるよう取り組んでいくということで、次ページからは取り組み内容の記載になっております。

4 ページ、5 ページをご覧ください。「02 相談の場づくり」につきましては、お子さんが学校をお休みすることが続いたり、学校に行きたくないと言ったりしたとき、どこで何を相談できるかを示しています。4 ページ、教育センターの教育相談や、5 ページ、校内の専門職など、相談先について、また保護者の会の立ち上げなど、新規事業についても解説してあります。

6 ページ、7 ページをご覧ください。「03 学びの場の確保」についてです。こちらは子どもたちのそれぞれのニーズに合わせた学びの場、例えば6 ページ、教育支援センターのけやき教室、くすのき教室、学びの多様化学校、7 ページでは、校内教育支援センター、教育支援センター分室の紹介や取り組みを解説しています。

8 ページをご覧ください。「04 保護者の支援」です。保護者の支援について、どこをどのように利用できるのかを一目で全体像がわかるものとししました。今まで保護者同士が交流したり、情報を共有する場がありませんでしたので、保護者の会の実施について載せてあります。

9 ページ、「05 資料：不登校支援の現状と取組」です。

10 ページから 11 ページにかけては町田市の不登校児童・生徒の推移、また今までの不登校児童・生徒への支援について、そして今後の取組予定、取組図を載せてあります。

最後のページには、今現在はつながっておりませんが、不登校関連の情報を集約したホームページにつながる二次元コードを掲載しています。

報告は以上です。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

○**井上委員** 冊子の8 ページですが、新たに保護者支援として行う保護者の会の内容について教えてください。

○**教育センター所長** 2024 年度新たに取り組む保護者の会の実施につきましては、現在、内容の検討を進めております。参加者の人数や地域にもよりますが、基本的には保護者同士の交流が推進できるような少人数で定期的な会を設ける予定です。

○**井上委員** 町田市が行政として取り組む以前に、親の会がもう発足している地域もあるかと思います。既存の親の会やフリースクールとの連携についても今後検討していただき

たいと思います。また、当事者が読むことも想定した表現になっているとのことでしたが、そうであるならば、低年齢の子どもでも読めるように、ルビ、振り仮名を振るなどの配慮が必要ではないかと考えます。ホームページでもいいので、何らかの対策をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 ご指摘の点は検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

○後藤委員 私からは意見ですが、教育委員会として重要な教育課題であります。そしてこれは実現をするために十分な対策をとっていく内容だと思っておりますので、まず、しっかりとした人材確保、子どもたちを誰一人取り残さないためにかかわれる人々、指導できる人々などを確保していただくということと、あとそれに伴う予算も優先的に考えてほしいと思っております。計画というのは作成して終わりということではありません。子どもの支援にはそれをどうやって実現するか、知恵を絞りながら、しっかり事業が実施できるように今後も取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

次に、報告事項（５）について担当者からご報告をいたします。

○生涯学習総務課長 報告事項（５）「令和５年度優良ＰＴＡ文部科学大臣表彰及びＰＴＡ活動振興功労者表彰の受彰について」、ご報告いたします。

優秀な活動実績を上げている団体のＰＴＡを表彰する優良ＰＴＡ文部科学大臣表彰及びＰＴＡ活動の振興に顕著な功績のある個人の表彰であるＰＴＡ活動振興功労者表彰について、このたび町田市教育委員会から推薦しました１団体及び１名が表彰者として決定されました。これについてご報告いたします。

１番にございます被表彰者は、町田市立鶴川第一小学校ＰＴＡ、それから町田市立鶴川第一小学校ＰＴＡ会長、大野薫里氏、それぞれ団体と個人でございます。

評価された被表彰者の主な活動につきましては記載のとおりでございますが、主なものとして、鶴川第一小学校ＰＴＡ団体としては、ネット環境を整えまして、ホームページ等を積極的に活用して、会則や活動への情報などに保護者がアクセスしやすい環境を整え、紙の印刷の負担等を軽減したことなどでございました。

それから、大野薫里氏につきましては、ＰＴＡ会長としてＰＴＡ改革に力を入れておら

れ、会費制度を取りやめて、PTA活動に賛同する保護者が協力金を納めるよう制度化したことが評価されたものでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問などございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（6）について担当者からご報告をいたします。

○**生涯学習総務課担当課長** それでは、「令和5年度地域文化功労者表彰（町田市指定無形民俗文化財「金井の獅子舞」保存会）の表彰について」、ご報告いたします。

文化庁では、全国において芸術文化の振興、文化財の保護、地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえて地域文化功労者として表彰を行っています。

このたび金井の獅子舞保存会が長年にわたり獅子舞の保存と継承に尽力し、地域文化の振興に貢献してきたことが評価されて、同表彰を受表彰いたしました。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。

○**関根委員** 私は金井に住んでおりますので、地元が誇る「金井の獅子舞」がこのような形で表彰されて大変うれしく思っております。先日、主催の方にお話を聞くことができたのですが、ここ10年ほどは後継者の問題で大変悩まれていたようです。でも、昨年度保存会に地元の高校生が何人か入ってくれて、今はみんなで楽しく活動しているということでした。町田市におきまして貴重な芸術文化である「金井の獅子舞」を今後も大切に保存継承して、地域みんなで守っていただきたいと思います。

○**教育長** そのほかにいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

最後に、報告事項（7）について担当者からご報告をいたします。

○**図書館長** それでは、報告事項（7）「鶴川図書館における図書コミュニティ施設に向けた取組状況について」、ご報告をいたします。

私ども町田市立図書館では、将来にわたり町田市の図書館サービスを継続していくために、町田市公共施設再編計画及び効率的・効果的な図書館サービスのアクションプランに基づき、検討を進めているところでございます。

鶴川図書館におきましては、図書コミュニティ施設の運営団体が設立され、施設改修のための日程等が決まりましたので、ここにご報告をいたします。

まず、1「図書コミュニティ施設運営団体の設立について」ですが、一般社団法人つるかわ図書コミュニティ施設運営協議会という名称でつくらせていただきました。設立は2023年11月21日。設立時の社員としては、地元の鶴川地区協議会及び町田市となっております。役員として理事の方5名、監事の方1名がいらっしゃいます。この方々は鶴川地域で活動する団体の代表の方とか、鶴川図書館周辺の自治会の代表の方などで構成されております。

2「図書コミュニティ施設への転換に向けた施設改修について」でございます。別紙1をご覧ください。新しい図書コミュニティ施設に転換するために、現在ある鶴川図書館の施設の改修をするということで、別紙は現在の図書館の状況と改修後の予定図、レイアウトを入れているところでございます。

9月30日と10月1日に地元で2023鶴川団地秋祭りが行われておりまして、そのときに、新たな施設の利用方法とか過ごし方とか、何をやりたいかみたいなことについて、別紙に描いてある改修後のレイアウトの実際の模型を用意いたしまして、それをご覧いただきながら意見を収集しております。2日間で延べ103人の方からご意見をいただいたところでございますので、こういう意見を踏まえて施設改修を実施いたします。

3「施設改修に伴う休館について」。工事を行いますので、若干休館をさせていただく予定です。来年になりますが、2024年2月1日から3月11日までを休館の予定としております。

なお、その間、今までも図書館では、例えば堺図書館が工事で改修したり、あとはコロナがあったときに休館したこともあるんですが、そのときにも予約した本を受け取れるような形をいつもつくっているところで、これを鶴川でも行う予定です。場所といたしましては、鶴川図書館の今の本館のちょうど前のところにお部屋を1つ借りて、おはなしの部屋と言って、おはなし会をやったり、書庫に使ったりしている部屋ですが、そちらを使ってこのサービスを行う予定になっております。

最後に、4「施設改修後のスケジュール」でございます。2024年、来年4月から運営団体によるコミュニティ機能の運営と民設民営化に向けた準備を開始いたします。そして2024年9月、町田市立図書館条例の一部改正について議案を提出する予定でございます。この中で、鶴川図書館を公立図書館ではなくすという形の議案を提出する予定でございます。

す。その結果、2025 年 3 月末には鶴川図書館の公立図書館としての運営を終了いたします。そして 2025 年度から新しい民設民営化後の図書コミュニティ施設の運営を開始いたします。ということで、2024 年度につきましては、鶴川図書館は、図書館としての機能をそのまま残して行うような予定となっております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。——よろしいですか。

以上で町田市教育委員会第 9 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 31 分閉会